

## 資料

### 答申（第118号～第141号）

答申第118号（平成14年4月23日付）

「中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）事業の費用効果分析を行なった事業者と費用がわかる書類」の不存在決定に対する異議申立事案

（下水道課）

#### 争点

実施機関は、「中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）事業の費用効果分析を行なった事業者と費用がわかる書類」という開示請求に対して、費用効果分析についての委託業務は行っていないことを理由に不存在決定をしました。

#### 答申の骨子

##### 結論：棄却

実施機関が説明するように、通常業務の範囲で県職員が作成したという説明に不自然な点はなく、他に外部に委託したという事実が認められない以上、委託業務にかかる公文書が存在しないとする実施機関の決定に誤りがあったと認めることはできないと答申しました。

答申第119号(平成14年4月23日付)

「産廃業 安定型処分場のボーリング結果に関する報告書と、三重県の指導などその後の対応がわかる文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(廃棄物対策課)

### 対象公文書

産業廃棄物監視業務日報

### 争点

実施機関は、本件対象公文書のうち現地で聞き取りした「聴取内容」を開示すると今後の効果的な聞き取りが困難になる等有効な情報収集に支障が生じるとの理由から条例第7条第6号(事務事業情報)に該当すると主張しました。

一方、異議申立人は、産業廃棄物処理に関する環境をめぐる諸問題の深刻化から公益上の開示を主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：認容

審査会は、聴取調査には対象者との協力が不可欠であることを認め「聴取内容」の開示が有効な情報収集に支障を来す、という実施機関の主張に理解を示しましたが、県が確証を得た情報であるならば、業者からの反発などで将来の情報収集に支障を来す可能性は極めて低く、さらに、産廃施設をめぐる問題は人の生命、身体、健康に深く関係し、環境問題への住民の関心が日増しに高まっていることを勘案すると、公益性が高く開示すべきであると答申しました。

ただし、「聴取内容」の中には、内部告発の情報も含まれていることも考えられ、情報提供者の保護の観点から、そのような場合に限り、非開示も妥当としました。

答申第120号(平成14年6月4日付)

「松阪市内の買収登記嘱託書にかかる地積測量図等」の不存在決定に対する異議申立事案

(農地調整チーム)

### 争点

実施機関は、「松阪市内特定番地にかかる自作農創設特別措置法による買収登記嘱託帳、登記全体の測量図」という開示請求に対して、昭和42年度以降のみ存在することからそれ以前の請求該当年度の地積測量図は存在しないことを理由に不存在決定をしました。

### 答申の骨子

#### 結論：棄却

異議申立人が求めている情報については、昭和37年の文書整理編集保存規程によると、保存期間が最長10年間であり、既に保存期間が経過しているとの理由で廃棄処分された可能性が高く、当時は農林省通達に基づき、図面を含めた登記嘱託書類を市町村農地委員会が作成することになっていた蓋然性が極めて高いという実施機関の説明にも不自然な点はなく、本件事案にかかる公文書が、実施機関において現に保有しているものとは認められないと答申しました。

答申第121号(平成14年7月16日付)

「津市阿漕駅周辺の交差点に関する情報」の部分開示決定に対する審査請求事案  
(警察本部：交通部交通規制課)

### 対象公文書

信号機台帳及び交通安全施設研究グループ会議に関する文書

### 争点

警察官の氏名の取扱いについて実施機関は、「知事が規則で定める職にある公務員の氏名に該当する。」と主張しているのに対して、審査請求人は「およそ公職にある職員の氏名は開示すべきである。」と主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：棄却

「三重県情報公開条例第7条第2号の規定に基づき知事が定める職に関する規則」(平成13三重県規則第12号)において、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる警察職員の職及びこれに相当する警察職員の職」を定めており、本件対象公文書に記載された警察官の氏名及び印影は、いずれも例外的に非開示とできる旨規定される「知事が認めて規則に定める職にある公務員の氏名」に該当するとして非開示とした決定について誤りがあったとは認められないと答申しました。

答申第122号(平成14年7月16日付)

「過去5年間における東名阪自動車道及び名阪国道での自動車と動物の交通事故に関する一切の情報」の部分開示決定に対する審査請求事案

(警察本部：交通部交通指導課)(警察本部：交通部高速道路交通警察隊)

## 対象公文書

物件事故報告書

## 争点

実施機関は上記対象公文書には、交通事故当事者から届出を受けた警察官が、当事者から聴取した当事者の住所、氏名、運転車両、免許種別等の当事者の特定事項、また、発生日時・場所、捜査の初期的段階における現場見分、事故原因、現場状況等を記録した捜査に関する情報が含まれており、前者は条例第7条第2号(個人情報)、後者は条例第4号(公共安全情報)に該当する、と主張しました。

一方、審査請求人は、開示内容で、個人の住所、氏名などの当事者欄の非開示は認められるが、略図、場所、事故の概要などは、開示すべきである。警察官の名前については、公職にある職員の氏名であるから、開示すべきである、と主張しました。

## 答申の骨子

### 結論：一部認容

審査会は、「警察官の氏名及び印影」、特定の個人が識別される当事者に関する「受理番号」「当事者の処理区分欄」「示談の内容」「見分の有無等欄の内容」「備考・原因欄の事故原因」「備考・職業欄の当事者職業」「備考・座席ベルト欄の内容」「備考欄の事故概要」「備考欄の図面」「当事者の保険加入会社名」について、条例第7条第2号(個人情報)、第4号(公共安全情報)の該当性を判断し、以下に整理した文書以外についての該当性を認めました。

「示談欄の内容」「備考・座席ベルト欄の内容」については、特定の個人を識別する情報ではなく、第2号(個人情報)には該当しないと答申しました。また、「備考・座席ベルト欄の内容」については、特定個人が識別されない情報の中で座席ベルト着用の有無が開示されたところで、当事者から真の供述を得られにくくなるという実施機関の理由には相当性が認められず、第4号(公共安全情報)には該当しないと答申しました。

「備考欄の図面」については、事故の状況を図示した図面に過ぎず、警察官の評価が加えられる可能性は極めて低く、捜査上の総合的な判断が記載されているとまでは認められず、第4号(公共安全情報)には該当しないと答申しました。

答申第123号(平成14年9月17日付)

「三重県下、県道 の踏切工事(下水管理設、踏切拡幅等)に伴う防護工事の三重県負担金の明細一覧表」第三者による異議申立事案

(県土整備部経営企画チーム)

### 対象公文書

予納金精算書及び同工事に係る決算書のうち「役職としての個人名」及び「印影(割印を含む)」

### 争点

本件対象公文書に記載された役職者の個人名は、商法における代表権を有する者ではなく、また、支配人登記もされていない役職者であって、実施機関が主張するような慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とまでは言えず条例第7条第2号(個人情報)に該当する、と主張しました。

「印影(割印を含む)」が開示されることにより印影の偽造の犯罪等に供される危険をはらんでおり条例第7条第4号(公共安全情報)に規定する犯罪(公印の偽造)の予防に支障を及ぼす情報に該当するとともに、このことは私企業である当該法人の競争上の地位が害される事態が発生しかねないことは容易に想像できるものとして条例第7条第3号(法人情報)に該当する、と合わせて主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：棄却

「役職としての個人名」は、商業登記簿等で閲覧可能な法人の代表者や役員名のようにな別途法令等の規定に基づき、公にされている情報ではありませんが、当該法人の役職名は、人事異動の際に新聞報道されるなど本号ただし書きイに規定するとおり「慣行として公にされて」いる情報であると判断しました。

本件対象公文書に記載された「印影(割印を含む)」は、法人の事業そのものにかかわるものではなく、これを開示することによって、法人の競争上の地位を害するとは認められず、本条第3号には該当しない、と判断しました。

また、公共安全情報は、犯罪捜査に関する情報等、当該情報が公共の安全と秩序の維持に直接関係するような情報をいい、印影そのものは、そのような情報ではなく、開示することにより直ちに印鑑偽造等の犯罪が誘発されるものではないから本号には該当しない、と答申しました。

答申第124号(平成14年10月1日付)

「鉄道富州原第8号踏切工事について」の不存在決定に対する異議申立事案  
(北勢県民局下水道部：下水道チーム)

### 争点

既に関示された委託工事費精算書と図面の内容について実施機関から十分な説明が得られなかった。そこで再度、質問形式による開示請求を行なったが、工事委託先である法人に対して実施機関から十分な聴取調査も行わず、公文書は不存在であるとしたことは説明責任を果しておらず職務怠慢である、と異議申立人は主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：棄却

異議申立人の主張を勘案すると、既に関示した以上の情報を求めているものであると判断されます。

本件事案のような委託工事の場合、事前に委託先である法人と協定を締結し、その中で工事内容や費用負担等提出書類を明記した上で委託を行います。協定上、委託工事費精算書と図面以外の文書を委託先に求めることはなく、提出されている以上の文書を実施機関が作成、又は保有していないという実施機関の主張も不自然ではありません。

確かに請求の趣旨に対しての実施機関の説明としては十分であるとは言えませんが、委託工事に関する現制度上、実施機関の説明には限界があることも認めざるを得ません。

以上のことから、当該請求内容に該当する公文書が存在しないとする実施機関の本決定は妥当である、と答申しました。

### 提言

審査会の結論は以上ですが、本件事案の場合、確かに工事の専門性、特殊性を考慮したうえで委託しているのであり、実施機関としてどこまで検査できるかという問題はあるにしろ、公金を支出している以上、県民に対する説明責任は実施機関が負うべきである。県民と情報を共有し、もって県民の県政に対する理解と信頼を確保せんとする条例の趣旨に鑑み、委託工事に関する制度、検査体制の見直しなどを通じ、県民に対する説明責任を十分に果されることを要望する、と提言しました。

答申第125号(平成14年10月1日付)

「監査委員会復命書、予備監査復命書」の部分開示決定に対する異議申立事案  
(監査委員事務局)

### 対象公文書

監査委員会復命書、予備監査復命書

### 争点

実施機関は、上記公文書に記載される情報のうち、「職員の個人に関する情報」を条例第7条第2号(個人情報)に該当するとして、また、法人(業を営む個人を含む)の「滞納法人名」「滞納税目」「滞納額」「高額滞納者の現況」などを条例第7条第3号(法人情報)に該当するとして、それぞれ非開示としました。

一方、異議申立人は、これらの情報は県税の徴収という公益に関する情報であり、本件事案の法人に関する情報については全て公開されるべきである、と主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：棄却

条例第7条第2号(個人情報)の該当性について

本号が「公務員の職務に関する情報」を個人情報の中から原則として除外したのは、仮に公務員個人が識別され、公務員個人のプライバシーが問題となりうる余地があったとしても、職務の公益性から開示されてもやむを得ないと解されるからです。しかし、当該情報は、公務員個人の私的な情報であり、本号に該当します。また、当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあることを鑑みると、これを上回るほどの公益性は考えらず、非開示が妥当と答申されました。

条例第7条第3号(法人情報)の該当性について

確かに租税は、本来納期限内に納めるべきものです。それを怠った者(滞納者)の競争上の地位等を保護することに疑問を抱くことは理解できなくはありません。しかし、滞納者の滞納する行為は、種々の要因により発生するものであり、滞納法人を直ちに悪質な法人であると断ずることはできません。懸命に再建を図ろうとしている企業(法人)にとっては、滞納の事実が判明すると、取引条件の変更を求められたり、取引を停止されるなどの致命的ともいえるような重大な不利益をもたらす可能性が十分にあります。

したがって、当該情報については、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断できるため、非開示が妥当であると答申しました。



答申第126号(平成14年10月1日付)

「特定法人の不動産取得税の延滞金の計算の根拠がわかる資料」の非開示決定に対する  
異議申立事案

( 税務政策チーム )

### 対 象 公 文 書

滞納整理カード(徴収第3号様式(1)~(4))

### 争 点

実施機関は、上記対象公文書に記載されている法人等の団体に関する情報は、例えば経営方針、経理、人事等内部管理に関する情報であり、開示することによって、当該法人の事業活動が損なわれると認められるものが分かち難く含まれており、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張しました。

また、税の確保が困難となり、当該資金調達力に影響がでる可能性、信頼関係に基づいた情報提供が得られなくなり県税事務の適正な遂行に著しい支障があると主張しました。

一方、異議申立人は、実施機関が非開示とした情報は特定法人の延滞金の計算根拠に過ぎない情報であって、単なる数字情報に他ならないから、条例上の非開示理由に該当しない、と主張しました。

### 答 申 の 骨 子

#### 結論：一部認容

条例第7条第3号(法人情報)の該当性について

本件事案に関しては、特定法人を名指ししたうえでの開示請求に対して、実施機関が本件対象公文書の存在を明らかにしたうえで本決定を行っている以上、「滞納法人名」は既に開示されているものと判断されます。

よって、滞納法人名が既に明らかになっていると判断されるため、本件対象公文書中に記載された情報のうち、真に当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報以外の情報については、開示すべきである、と答申しました。

そこで、本件対象公文書の部分開示の可能性について以下のとおり判断されました。

(1) 当該法人の「住所」「名称」「電話番号」「年度別に付された番号」について

既に「滞納法人名」が開示されているものと認められる以上、非開示にすべき理由はないと答申されました。

(2) 「処理経過」(3) 「整理状況」について

これらの情報を開示すると当該法人の経営方針や内部管理情報等が明らかとなり、

競争上の利益その他正当な利益を害するおそれがあることを否定することはできず、本号に該当する、と答申しました。

(4)「誓約事項」「延滞金計算基礎」「滞納額」「収納額」について

これらのうち「延滞金計算基礎」「滞納額」「収納額」については、既に実施機関から情報提供されているものと同内容の情報が記載されているに過ぎず、また、いつの時点でいくら不動産取得税を収納したかがわかる納期限については本号に該当するとは言えない、と答申しました。

なお、「収納額」欄に記載されている「延滞金の消し込み」及び「誓約書」については、当該法人の資金計画等が明らかになる可能性があることから、本号に該当し非開示が妥当と答申しました。

条例第7条第6号(事務事業情報)の該当性について

納税は国民の義務であり、最終的には、強制徴収権限も認められていることや、本件事案の場合当該情報を開示することが税務行政の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認め難く、本号による非開示決定は妥当ではない、と答申しました。

答申第127号(平成14年10月1日付)

「特定医院の休業における理由」の部分開示決定に対する第三者からの異議申立事案  
(医療チーム)

### 対象公文書

診療所休止届

### 争点

実施機関は、当該休止届には休止の予定期間、休止の理由等が記載されているが、医療機関は地域住民の健康保持を担う役割は大きく医療機関の責務としてもこれらの情報をできるかぎり公開すべきである、と主張しました。

一方、異議申立人は休止届を開示されると今後の当医院の運営に著しい支障を生じ、特に休止の理由の開示は社会的な評価を損なうことを理由に非開示を求めました。

### 答申の骨子

#### 結論：棄却

本件事案の対象となっている医院が既に休止状態であることは地域において周知の事実となっており、休止しているという事実そのものについては、これを明らかにしても直ちに今後の当該医院の運営に支障をきたすとは言い難いと答申しました。

また、休止の予定期間は、むしろ地域住民等には積極的に明らかにされるべき情報であって、競争上の不利益その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは言えない、と答申しました。

答申第128号(平成14年10月1日付)

「産業廃棄物処理業(特定法人)の平成12年度操業実績報告書」の開示決定に対する  
第三者からの異議申立事案

(廃棄物・化学物質チーム)

### 対象公文書

産業廃棄物処理実績報告書

### 争点

実施機関は、当該情報を開示することは、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは認められるが、産業廃棄物処理業の及ぼす社会的影響やその責任において、また、住民等の健康その他の利益を保護するため、公益上公にすることが必要である、と主張しました。

一方、異議申立人は、産業廃棄物処理業という事業の性質上、情報公開を積極的に行い利害関係人とのコミュニケーションを図ることが重要であると考えており、原則開示を拒むものではない。しかし、請求目的が不明である以上、排出事業者名が開示されると当社の取引競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあるため、全面開示には異議がある、と主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：棄却

当審査会としても、当該情報を開示することによって当該法人を取り巻く市場環境に影響を及ぼす可能性は否定できないものの、産業廃棄物処理という事業には事業者の運営によっては地域住民の生活環境等に重大な影響をあたえる危険性があることも事実であり、当該事業の特質から非開示により保護すべき利益よりも地域住民の健康等の公益が優先されると判断せざるを得ません。

したがって、公益上開示すべきである、と答申しました。

答申第129号(平成14年11月26日付)

「公立学校の教員採用試験問題(平成10年、11年度実施分)」の非開示決定に対する  
異議申立事案

(教育委員会事務局人材政策チーム)

### **対象公文書**

平成11年度(平成10年度実施分)公立学校教員採用選考試験、筆答試験の問題

平成12年度(平成11年度実施分)公立学校教員採用選考試験、筆答試験の問題

### **争点**

実施機関は、本件対象公文書を公開すると、情報公開請求をした者だけに情報が入ることになり、受験者相互の間に不公平が生じること、また、問題作成者の試験問題は公開しないという前提で作成依頼しているため、これを開示すると問題作成者との信頼関係が大きく損なわれるばかりでなく、今後の問題作成事務に著しい支障が生じると主張しました。

一方、異議申立人は、選考試験の問題を公開すると今後の試験問題作成に負担がかかる等難色を示すが、それはあくまで内部の事情であり、非開示の理由には当たらない。むしろ、改善や批判が加えられることにより、総じて試験内容の一層のレベルアップになり、よりよい人材確保につながる、と主張しました。

### **答申の骨子**

#### **結論：認容**

本件対象公文書を公開することで、受験者相互の間に不公平が生じるとは言えず、また、必ずしも将来の試験問題が作成できなくなり、以降の試験問題作成事務に著しい支障が生じるとは認められず、昨今、行政側に求められている説明責任の観点からも、開示すべきである、と答申しました。

答申第130号(平成14年11月26日付)

「平成13年度砂防指定地内作業許可申請(各種添付資料のうち異議申立人ほか土地所有者の土採取についての同意書)」の部分開示決定に対する第三者からの異議申立事案  
(砂防チーム)

### 対象公文書

砂防指定地内作業許可申請書の添付書類のうち土採取についての同意書

### 争点

本件対象公文書は三重県砂防指定地管理規則第4条第1項の許可を受けるため、同規則第7条第1項の砂防指定地内作業等許可申請書を提出するに当たり、同規則第7条第2項第1号により添付を義務付けられた書類である。同意書が申請にあたっての必要添付資料とされている以上、許可を受けて現地で作業が行なわれていれば、通常土地所有者の同意は当然あったものと推測されるものであり、この意味で、本件対象公文書は実質的に秘匿すべき情報には当たらないと考えられる、と主張しました。

一方異議申立人は、当該土地は、異議申立人の父母が購入したものであり、自分は土地の存在も知らず、特定業者と親が当時どのような契約を交わしたのかも承知していない。自分が関与しておらず責任をもてないものについて公開されると私生活上の権利利益を害するおそれがあり困ると主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：棄却

同意書には「工事人住所・氏名」「当該地の所在」「異議申立人である当時の土地所有者の住所・氏名・印影」が記載されており、そのうち、実施機関は、印影部分を除き開示決定しました。

実施機関が開示しようとしたこれらの情報は、特定の個人が識別される情報であるが、本件事案の場合、土地所有者の承諾がなければ事業を行なうことができず、すでに事業が行なわれている以上、土地所有者の同意書が実施機関に提出されていたことは明らかである。

また、登記簿を閲覧すれば、地番から土地所有者の住所・氏名も明らかになることから、これらの情報は法令等の規定により公にされているものと認められる。

したがって、実施機関が開示しようとした情報は、法令若しくは他の条例により公にされている情報であると認められるため、本条例第7条第2号(個人情報)には該当しない、と答申しました。

答申第131号(平成14年12月3日付)

「特定社会福祉法人に対する特別監査の実施、措置命令及び改善報告」の部分開示決定  
に対する異議申立事案

(健康福祉部監査チーム)

### 対象公文書

当該社会福祉法人に対する特別監査の実施について(伺い)

当該社会福祉法人に対する疑義事項の照会について

職員の勤務実態について(報告)

当該社会福祉法人に対する措置命令に対する当該社会福祉法人から改善報告について

### 争点

実施機関は、条例第7条第2号(個人情報)に該当するとして、以下の個人情報を非開示としました。

- A) 当該法人職員(役員を除く)の氏名、印影、社員コード
- B) 当該法人の交際相手方及び入所者の氏名
- C) 当該法人以外の法人の職員の氏名、印影
- D) その他個人の氏名
- E) 当該法人の役員の情報

また、条例第7条第3号(法人情報)に該当するとして、以下の法人情報を非開示としました。

- F) 当該社会福祉法人と契約を締結している法人等に関する情報
- G) 当該法人の交際相手方法人の名称
- H) 理事会議事録(出席者欄に記載されている役員の氏名及び議事録署名人としての役員氏名は除く。)に記載されている役員の氏名、役職

### 答申の骨子

#### 結論：一部認容

条例第7条第2号(個人情報)の該当性について

上記、A) B) C)については、これらの情報を公開する公益性も考えられず、同号ただし書き口にも該当しない、と答申しました。

D) その他個人の氏名

公職につく者の氏名については、保護すべき個人情報に該当するとは言えない。ただし当該法人と委嘱契約を結んでいる個人の氏名、代書料等の支払先個人名が記載されており、特定の個人が識別され、本号に該当する、と答申しました。

E) 当該法人の役員の情報について

e-1、役員の生年月日、住所、電話番号、職業、続柄について

代表者の住所は登記により閲覧が可能であり開示すべきであるが、それ以外の情報は役員個人の私的な情報であり、当該法人の事業活動に関するものではないため本号には該当しない、と答申しました。

条例第7条第3号(法人情報)の該当性について

F) 当該社会福祉法人と契約を締結している法人等に関する情報

f-1、嘱託契約を締結している歯科医院の名称及び住所、医師(医長)の氏名及び印影、口座情報について

医院の名称及び住所、医師(医長)氏名については、同医院の不利益となる情報とはいえず、開示すべきであるが、医院の印影については、その姓が示されているのみであって、医院が個人として使用する可能性を否定できない以上、個人情報に該当する、と答申しました。

また、医院の口座情報については、外部に提供される情報が否かについては対象公文書からは判断できず、法人情報に該当する、答申されました。

f-2、委託契約を結んでいる法人の名称及び、G 当該法人の交際相手方法人の名称について

法人の取引先や交際相手等の情報は一般的には法人情報に該当します。しかし、当該法人の運営は国や地方公共団体により交付される措置費により運営されいることと、本件対象公文書に記載されている交際状況の開示が、同法人の経営状況等に大きな影響を与える可能性は極めて低く、また、事業活動の詳細に及ぶものでもないため、その活動に不利益を及ぼすことは考え難く、本号には該当しない、と答申しました。

H) 理事会議事録(出席者欄に記載されている役員の氏名及び議事録署名人としての役員氏名は除く)に記載されている役員の氏名、役職について

役員の氏名は既の開示されているが、どの役員がどのような発言をしたかという情報については、当該法人の内部管理に関する情報であり、開示することによって今後率直な意見交換が阻害されるなど、当該法人の事業活動が損なわれる可能性は否定できず、本号に該当する、と答申しました。



答申第132号(平成14年12月17日付)

「特定鉄道路線廃止問題にかかる現状分析調査報告書」の非開示決定に対する異議申立  
事案

(交通政策チーム)

### 対象公文書

特定鉄道路線廃止問題にかかる現状分析調査報告書

### 争点

実施機関は、条例第7条第3号(法人情報)に該当するとして、以下の法人情報を非開示としました。

ア)他の路線との比較に関する記述

イ)営業収支のうち、人件費、運輸雑収入等、細目別人件費、修繕費、その他経費、  
諸税、減価償却費の内訳

ウ)駅間流動表の発着駅毎の乗客数

また、本件対象公文書作成にあたっては、内部検討の資料としての用途に限定し、外部には公表しないとの条件で、当該法人に対して資料提供を依頼しており、これを開示すると当該法人との信頼関係を損ない、今後の同種の事務事業の遂行に著しい支障を及ぼすことから、条例第7条第6号(事務事業情報)に該当し、非開示の妥当性を主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：一部認容

条例第7条第3号(法人情報)の該当性について

ア)他の路線との比較に関する記述について

上記の情報は、企業の経営戦略に関する内部情報であることを否定できないこと、また、公益上開示すべき必要があるとまでは認められないことから、本号に該当する、と答申しました。

イ)営業収支のうち、人件費、運輸雑収入等について

営業収支内訳のうち人件費の実績額及び実績額が容易に算出される部分を除いては、本号に該当しない、と答申しました。

条例第7条第6号(事務事業情報)の該当性について

外部には公表しない、との条件で文書を手にした経緯があったとしても、実施機関が積極的に外部に公表することはしない旨の条件をつけたにすぎず、本条例により開示を余儀なくされる場合を含むものではない、と答申しました。

答申第133号(平成15年2月18日付)

「特定高校における入学試験の合否基準及び受検生の入学試験答案」の非開示決定に対する異議申立事案

(生徒指導・健康教育チーム)

### 対象公文書

平成14年度高等学校入学志願者学力検査個人別・出身学校別一覧表  
本人の学力検査答案

### 争点

実施機関は、の公文書は、それぞれ条例第7条第6号(事務事業情報)に該当し、またの公文書は条例第8条第1号(自己開示における事務事業情報)及び、第2号(個人の判定等に関する情報)にも該当する、と主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：一部認容

条例第7条第6号(事務事業情報)及び第8条第1号・第2号の該当性について

公文書 について

結果として得られる合格者中の最低得点が、あたかも当該高校合格のための「合格ライン」であるとして開示され、また、他の学校と単純に比較されランク付けされることによって、実施機関が進める入学者選抜改善という事務事業の適正な遂行に著しい支障をおよぼすおそれがあり本号に該当する、と答申しました。

公文書 について

公文書 のうち、多岐選択式問題については公開が妥当であるが、記述式問題に係る部分については、裁量的要素を含んだ判断とならざるを得ず、これを公開することによって、結果として裁量性が狭められ、記述式問題採用の意義そのものが損なわれるおそれあるという実施機関の考え方も理解し得る、と答申しました。

### 提言

審査会としては、様々な観点から慎重に審議し、上記の結論に達しましたが、実施機関の主張に対して、あえて苦言を呈し、三重県の入試制度が公開に耐え得るものとなり、県民の信頼を得るものとなることを強く切望すると提言しました。

答申第134号(平成15年2月21日付)

「特定の土地区画整理組合の行なった仮換地計画と本換地の実施状況」の部分開示決定  
に対する異議申立事案

(都市基盤チーム)

### 対象公文書

平成6年度換地計画の事前協議について

### 争点

実施機関は、本件対象公文書のうち「本換地における従後地の価格、清算金」は、財産に関する個人情報であり、開示されることにより個人の私生活上の権利利益を害するおそれがある、と主張しました。

一方、異議申立人は、土地区画整理組合の運営には不透明な点が多く、役員が不正な利益を上げているとの疑念を抱かずにはいられず、適正な換地が実施されたか確認したい、と主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：認容

本件事案は都道府県知事の設立認可を要する土地区画整理組合が事業主体となった公共性の高い事業であり、これらの情報は、本換地が適正に行なわれたか否かを確認するという意味から、公共性が高い情報であるとみることができます。

本件事案の場合「本換地における従後地の価格、清算金」は、商取引のような交渉等により左右されたものではなく、一定のルールの基づいて算出された土地の客観的評価に過ぎず、個人のプライバシーに関する情報ではなく、保護すべき個人情報であるとはいえない、と答申しました。

答申第135号(平成15年2月21日付)

「特定の土地区画整理組合の解散認可申請のうち保留地処分状況表の各筆処分状況」の部分開示決定に対する異議申立事案

(都市基盤チーム)

### 対象公文書

平成9年度土地区画整理組合の解散認可申請について

### 争点

実施機関は、本件対象公文書のうち「契約金額、処分代金収入額、契約年月日」は、財産状況に関する個人情報であり「面積、買受人氏名」のように土地の地番から法務局の土地登記簿謄本で何人も閲覧で公にされている情報でもなく、開示することにより私生活上の権利利益を害するおそれがある、と主張しました。

一方、異議申立人は、非開示とされた「契約金額、処分代金収入額」については、保留地の販売価格として既に土地区画整理組合全員に通知されたものであり、不正でもない限り、公知の事実であり個人情報として秘密にする必要はなく私生活上の権利利益を害するおそれはない、と主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：棄却

通常本件事業のような場合は、土地の価格は商取引のような交渉等により左右されるものではなく、一定のルールに基づいて算出された土地の客観的評価に過ぎず、個人のプライバシーに関する情報ではなく、保護すべき個人情報であるとはいえません。

しかしながら、本件事案の場合、保留地の価格については、組合員を対象に販売の通知がされており、その後組合員以外にも販売対象を広げて売りに出されたが売却に至らなかったことが認められ、最終的に当該土地区画整理組合と買主との交渉により決定されたものです。

したがって、実施機関が非開示とした「契約金額、処分代金収入額、契約年月日」については、保留地を客観的に評価したのではなく、契約当事者間の合意によって決定されたものであり、買主(土地区画整理組合の役員を含む)の個人としてのプライバシー性の高い情報であると、答申しました。

答申第136号(平成15年3月11日付)

「特定神社(宗教法人)に関する全ての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案  
(文化振興チーム)

## 対象公文書

起案(規則認証について)(添付資料含む)

## 争点

実施機関は本件対象公文書に記載される「個人の氏名、住所及び印影」について、代表役員以外は個人に関する情報であり、条例第7条第2号(個人情報)に該当すること、「法人を代表する者の印影」「法人の境内や境内建物等の面積、用途等」「祭儀等に関する情報」「法人の氏子数や崇敬者数」については、これらの情報が明らかになると、当該法人及びその関係者の信教の自由が害されるおそれがあり、条例第7条第3号(法人情報)に該当する、と主張しました。また、添付書類の存否については、宗教行政の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるとして条例第11条(公文書の存否に関する情報)に該当する、と主張しました。

一方、異議申立人は、公金の支出が適正に行なわれているか、政教分離が確保されているのかを判断する基準となる資料であるから、「公益優先」の見地から全面開示すべきと、主張しました。

## 答申の骨子

### 結論：一部認容

条例第7条第2号(個人情報)の該当性について

「個人の氏名、住所及び印影」のようなプライバシー性が高い情報を開示すべき公益性があるとまでは認められず、非開示が妥当である。

条例第7条第3号(法人情報)の該当性について

本件対象公文書のうち、「法人の氏子数、崇敬者数」については、非公知の情報であって、公にすることにより当該法人の宗教活動が損なわれるとする実施機関の主張には理由があると認められるため、法人情報に該当するがその他については当該法人の正当な利益を害するとは認められず開示すべき、と答申しました。

条例第11条(公文書の存否に関する情報)の該当性について

確かに当該添付書類の存否を明らかにすることで、不活動法人であるか否かが分かり、不活動法人であることが公にされる前に、所轄庁として解散の手続きを進める等の事務に支障を及ぼすおそれがあることを否定できません。

実際に法人格の売買が行なわれている事例がある以上、実施機関の本条による存否応答拒否は妥当である、と答申しました。

答申第137号(平成15年3月11日付)

「特定神社(宗教法人)に関する全ての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案  
(文化振興チーム)

### 対象公文書

宗教法人台帳

### 争点

実施機関は、当該非開示部分を開示すると宗教法人法に基づき提出されるべき書類の存否を明らかにすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、また、宗教行政の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、条例第7条第3号(法人情報)及び条例第7条第6号(事務事業情報)に該当する、と主張しました。

一方、異議申立人は、公金の支出が適正に行なわれているか、政教分離が確保されているのかを判断する基準となる資料であるから、「公益優先」の見地から全面開示すべきと、主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：棄却

条例第7条第3号(法人情報)の該当性について

実施機関が非開示にした情報(「提出先年月日」「資産」「負債」「正味資産」「信者数」)は、一般に入手し得る情報とは言えず、当該法人の内部情報であると認められ、また、本号ただし書きに該当するほどの公益性は認められない、と答申しました。

条例第7条第6号(事務事業情報)の該当性について

当該情報を明らかにすることによって、当該宗教法人が不活動法人か否かという情報が開示されることとなる。このような事実を明らかにすることによって、当該法人の代表役員の名義変更や法人格が売買され、犯罪行為を引き起こすために利用される危険性がある。したがって、不活動法人対策事務の適正な執行に著しい支障をおよぼすおそれがあるとする実施機関の主張には、理由があると認められる。

事例は少ないとはいえ、実際に法人格の売買が行なわれている例がある以上、本号に該当すると、答申しました。

答申第138号(平成15年3月11日付)

「最近の談合情報とそれに関わる指名停止措置に至るまでの手続きについて分かる全ての書類」の部分開示決定に対する異議申立事案

(総務局営繕チーム、環境部組織経営チーム、農林水産商工部経営評価チーム、県土整備部建設業・入札契約改革チーム)

### 対象公文書

(総務局関係)

談合情報報告書、総務局及び当該部局公正入札委員会事項書、入札結果調書、事情聴取書、三重県中央卸売市場卸売場棟事務所空調設備改修工事入札にかかる談合情報に関する聞き取り調査結果についてなど

### 争点

実施機関は、対象公文書に記載される個人の氏名・住所、役職名等については、開示することにより私生活上の平穏を乱されるおそれがあることを理由に、条例第7条第2号(個人情報)に該当するとともに法人名及び関係業者名については、条例第7条第3号(法人情報)に該当する、と主張しました。

一方、異議申立人は、単に法人名や個人名が出ているだけで非開示とはせず、業者間の自由な競争を促進し、県民の利益に繋がるようにするためにも開示すべき、と主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：棄却

条例第7条第2号(個人情報)の該当性について

各会社の担当者は当該情報を最も知り得る立場にあるため、会社によって事情聴取に応じているにすぎません。審査会は談合に関わったのではないかと世間から疑惑を抱かれること自体不名誉なことであり、実施機関の主張には理由があること、また、当該担当者を識別できる情報まで公開する公益上の必要があるとまでは言えず、本号に該当すると答申しました。

条例第7条第3号(法人情報)の該当性について

実施機関が非開示とした法人に関する情報を開示すると、当該法人が、あたかも談合に関与しているとの不名誉な疑惑を抱かせるおそれは十分に考えられ、また、談合の疑惑があるというのみで、公開する公益上の必要があるとまでは言えず、本号に該当すると答申しました。

答申第139号(平成15年3月11日付)

「最近の談合情報とその対処結果について分かる全ての文書」の部分開示決定に対する  
異議申立事案

(建設業・入札契約改革チーム)

### 対象公文書

平成14年度第4回三重県公正入札調査委員会事項書、関連の事情聴取書、誓約書、  
入札結果調書及び県土整備部公正入札調査委員会の事項書

### 争点

実施機関は、対象公文書に記載される個人の氏名・住所、役職名等については、開示することにより私生活上の平穩を乱されるおそれがあることを理由に、条例第7条第2号(個人情報)に該当するとともに、法人名及び関係業者名については、条例第7条第3号(法人情報)に該当する、と主張しました。

一方、異議申立人は、単に法人名や個人名が出ているだけで非開示とはせず、業者間の自由な競争を促進し、県民の利益に繋がるようにするためにも開示すべき、と主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：棄却

条例第7条第2号(個人情報)の該当性について

平成15年3月11日付答申第138号参照

条例第7条第3号(法人情報)の該当性について

平成15年3月11日付答申第138号参照



答申第140号(平成15年3月18日付)

「特定の踏切の取扱いに関する県と特定鉄道法人との協議内容及び県内部検討の記録、手元資料その他一切の文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(都市基盤チーム)

### 対象公文書

特定鉄道法人と伊勢建設部との協議記録のうち「件名、打合せ日、場所」「三重県職員の出席者名」「決裁印影」「法人の出席者」「打合せ内容」の部分を非開示とした。

### 争点

実施機関は、本件対象公文書については、鉄道法人と協議した三重県が作成した打合せメモであって、三重県の主観に基づき作成された法人の真意とは異なる部分も含まれると考えられ、開示することにより当該鉄道法人の社会的評価を損なうおそれがあり、条例第7条第3号(法人情報)に該当する、と主張しました。

一方、異議申立人は、地元住民も了解を得て結論が出ているにもかかわらず、実施機関が本件対象公文書を行政として意思決定されていないことや鉄道法人の事業活動が損なわれるおそれがあるとして非開示にしたことは理由にならない、と主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：一部認容

条例第7条第3号(法人情報)の該当性について

「法人の出席者名」について

法人の出席者名については、法人の代表として打合せを行なった一社員にすぎず、当該法人の代表者や役員のように商業登記簿等により慣行として公にされている情報でもなく、法人としての人事管理情報であると言えます。したがって、本号に該当するとともに、ただし書きのいずれにも該当しないため非開示が妥当である、と答申しました。

「三重県職員の出席者名」「決裁印影」

三重県職員の出席者名、決裁印影については、公務員に関する情報であり法人情報には該当せず、開示すべき、と答申しました。

「法人の出席者」「打合せ内容」について

当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、開示すべき、と答申しました。

答申第141号(平成15年3月18日付)

「中勢沿岸流域下水道事業推進協議会に関する・協議概要・資料・事前レクの概要」の  
開示決定に対する異議申立事案

(下水道チーム)

### 対象公文書

協議概要・資料・事前レクの概要の内、実施機関が不存在とした「事前レクの概要」

### 争点

実施機関は、当該協議会において中勢沿岸流域下水道事業(志登茂川処理区)についての進捗状況の説明を資料に基づきおこなったが、特筆すべき議論がなかったため、説明がおこなわれた事実を記録したものであり、意図的な情報隠しを行ったものではないため不存在とした、と主張しました。

一方、異議申立人は、文書化しないということで情報公開の対象としないというやり方になれば、意図的な情報隠しといえる、と主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：棄却

実施機関は、特筆すべき議論がなかったと説明していますが、当該公文書の記載内容はあまりにも簡素であると言わざるを得ず、異議申立人が疑問を抱くことは理解できます。

しかしながら、実施機関が他に文書を作成している事実も認められないこと、また、公文書の特定にも誤りがあったとは言えないことから、実施機関の本決定は妥当である、と答申しました。

### 提言

当審査会の結論は以上ですが、本件事案に関しては、実施機関が作成した公文書が、十分な内容であるとは言い難く、情報公開制度が真に実効たらしめるためには、公文書が適正に作成されることが必要です。その意味では異議申立人の主張する行政情報の文書化については理由があると考えられ、今後実施機関もこの趣旨を十分踏まえたうえで、情報公開制度への信頼を確保するためにも、公文書を適正に作成されるよう努められたい、と提言しました。